

## 面会交流支援利用ルール

びじっとで面会交流の支援を行うにあたり、スムーズな面会交流を実現するために、下記をよくお読みいただいた上で、面会交流支援申込書にご署名ご捺印ください。

1 びじっとは、以下のことは行えません。

(1) びじっとでは、面会交流の調整以外のことはできません。

『〇〇を相手に伝えてください』と担当スタッフにお願いされる方もいらっしゃいますが、面会交流の調整以外についてびじっとはメッセージにはなれません。

(2) びじっとは裁判所ではありません。

もう一方の親の行動の正当性や是非を判断したり、利用者の言動にジャッジを下すことはできません。

(3) びじっとは、弁護士ではありません。

利用者間の交渉ごとの間に入ることはできませんので、交渉や、面会の調整以外の仲介が必要になった場合は、弁護士や裁判所の調停などを通じて話し合いを行って下さい。

2 子ども自身が落ち着いて面会にのぞめるよう、同居親・別居親のどちらの立場の利用者も、以下の事柄にお気をつけください。

(1) 面会交流は子どものために行うものです。

面会交流を養育費支払いに対する報酬というと考え方はしないでください。

【例】養育費の支払状況によって、面会の時期を変更したりする。

【例】子どもに対し、養育費の額について高い、低いなどと言う。

- (2) 子どもや、面会交流自体を、もう一方の親に対するメッセージーとして使うことはおやめください。また、子どもに対し、もう一方の親の状況を聞くなどスパイ代わりに使うこともおやめください。子どもは、面会が自分のために行われているのではないのだということを敏感に察知します。
- (3) 面会交流日に、別の予定を入れるなどして、子どもが面会に行きたがらなくなるようなことはしないでください。
- (4) 面会から帰ってきた子どもに対し、「お父さん（お母さん）は一人でさみしかった」「あなただけ楽しくていいね」などと、子どもが後ろめたさを感じるようなことを言うはおやめください。
- (5) 子ども自身が望んでいないことを言ったり、させたりする行為を無意識に強いることがないように配慮して下さい。
- (6) 子どもに対し、もう一方の親の悪口を言ったり、びじっとを非難することはおやめください。子どもが両親とびじっとに対し、信頼をなくしてしまうと、面会がうまくいきません。

### 3 面会交流支援中は、以下のことにお気をつけください。

- (1) 付添い型支援の場合、びじっとスタッフの目が届く範囲で行動するようにしてください。
- (2) 付添い型支援の場合、びじっとスタッフが聞こえないようなささやき声で子どもとコミュニケーションをとらないでください。
- (3) スタッフと子どもだけの移動はできません。移動する場合は、必ず保護者が付き添ってください。

### 4 面会を通じ、以下を行う場合は、事前にびじっとにご相談ください

- (1) 子どもに金銭を与える場合。
- (2) 子どもに1,000円以上の物品を買い与える場合。
- (3) 誕生日などの記念日の贈り物。
- (4) 子どもと次回の面会交流予定の取り決めを行う場合。
- (5) 散髪・刺青・ピアスなどといった子どもの身体的・永続的な変化をうむ行為。
- (6) 付添い型支援で、祖父母や親族の同席は原則禁止ですが特別な事情があり同席を希望するとき。

5 面会交流支援を行うにあたり、以下のことをご承諾ください。

- (1) 面会交流支援は育児支援です。

同居親と別居親の信頼関係が崩れてしまっていると、面会交流が行えないため、びじっとが介入して、面会交流支援＝育児支援を行います。

- (2) 指導的指示

びじっとは、同居親及び別居親に対し、スムーズな面会を行うための指導的指示をすることがあります。その場合、指導的指示に従って下さい。びじっとからの指導的指示に従えない場合、面会交流支援を停止または終了することがあります。あらかじめご了承ください。

- (3) 付添い型支援の面会交流を父母自宅で行う場合

びじっとスタッフ2名以上での支援となります。

- (4) 付添い型支援のスタッフ人数

試行的面会交流も本契約もスタッフ2名の支援が原則となります。例外的にスタッフ1名になることもありますが、その判断はびじっとが行います。

6 キャンセルの場合の取扱いに関して、合意書や審判等にキャンセル規定の記載があればそれを優先しますが、無い場合はびじっとのルールが適用されます。

(1) 一度設定された面会交流の日程の変更やキャンセルはできません。やむを得ない事情がある場合は、前日18時までにはびじっとスタッフにご連絡ください。

(2) やむを得ない事情による当日キャンセルの場合は、びじっとの確認用として、医者や診断書など証拠となる書類を提出していただくことがあります。

(3) 面会交流当日にキャンセルをされた場合は、HPに掲載された料金表記載のキャンセル料を、キャンセルされた当事者が面会交流設定日より一週間以内にお支払いください。

(4) キャンセルに伴いびじっとからの返金が発生した場合の手数料は利用者負担とします。

(5) 面会交流の日程を変更された場合、その代替日をキャンセルされた当事者が設定して下さい。

(6) 日程変更後の代替日の連絡がない場合は、びじっとに対する契約違反ならびに信用損失させる行為となりますので、あらかじめご了承ください。

(7) 交通機関の遅延や運休などにより、支援の提供が困難な場合は、前日18時までにはびじっとスタッフより連絡をします。

7 公共交通機関の遅延などやむを得ない事情で担当スタッフが支援場所に行けない時は、びじっとは速やかに代替のスタッフを調整し、支援場所に向かわせます。その際にびじっとから面会交流時間帯の変更をお願いすることがありますので、利用者は柔軟に対応して下さい。

代替スタッフの調整がつかず、スタッフを派遣できない場合、びじっとは同居親と別居親が対面することなく面会交流を行える方法を提案しますので、その方法に従って面会交流を行って下さい。

例：コンビニエンスストアの内と外で受け渡す等。

びじっとの指示以外の行動や、他方当事者に接近するような行動はおやめください。

その方法で面会交流を行うことが困難な場合は面会交流を中止します。利用者は代替日をびじっとに提示して下さい。びじっとは代替日での支援を調整いたします。

8 情報の取り扱いをご了承ください。

(1) 個人情報の取扱いは、利用規約第7条によるものとします。

(2) びじっとは、子どもの成長・発達を支える面会交流の実現に向け、その支援内容向上のため匿名性を確保したうえで知り得た情報を調査研究に利用します。

9 びじっとの活動に積極的に参加して下さい。

びじっとが主催するセミナー等の報せがあった場合には可能な限り参加して下さい。

10 具体的な面会の流れは以下の通りです。時間遵守をお願いします。

なお、当日の時間変更（延長を含む）はできません。

(1) 同居親子とスタッフは15分前に待ち合わせをします。

(2) 別居親子は面会交流開始時間丁度に合流します。

【例】面会交流時間帯が10：00～15：00の場合。

(行き) 同居親子とスタッフは 9 : 4 5 に合流。別居親子は 1 0 : 0 0 に合流。

(戻り) 別居親子とスタッフは 1 5 : 0 0 に到着。同居親子は 1 5 : 1 5 までに合流。

1 1 びじっとを利用した支援について、書面による承諾なしで、以下の情報を訴訟に利用すること及びブログ、ソーシャルメディアサービスをはじめとするインターネット上のサービスで発信、開示することを禁止します。

(1) びじっとと利用者間の L I N E や e-mail のやりとりの履歴。

(2) 面会交流中に撮影されたすべての写真、ビデオ (びじっとが提供した写真を含む)

(3) びじっとのコメントや会話内容。

1 2 支援中止と支援終了は、再開するときに違いがあります。

(1) 支援中止の場合

一方から支援中止の申し出があったときは、支援を中止するものとし、びじっとから他方当事者にお伝えします。支援中止から 1 年以内であれば、支援を再開することができます。受理面談も試行的面会交流も必要ありません。

(2) 支援終了の場合

一方から支援終了の申し出があったときは、支援を終了するものとし、びじっとから他方当事者にお伝えします。支援終了から再度支援をするときは、受理面談を受け、試行的面会交流を行っていただきます。

1 3 びじっとスタッフとの連絡方法

利用者およびじっとスタッフとの連絡方法は、LINE トークグループ及び以下のメールアドレスに限ります。じっとスタッフ個人宛てに連絡を取ることは禁止です。

事務局メールアドレス：[visit.contact.japan@gmail.com](mailto:visit.contact.japan@gmail.com)

スタッフメールアドレス：[visit.staff.2007.8.1@gmail.com](mailto:visit.staff.2007.8.1@gmail.com)

以上

■面会交流ルール適用日

平成 30 年 6 月 13 日

■規約改定履歴

平成 30 年 9 月 9 日 平成 30 年 11 月 19 日 平成 30 年 12 月 13 日

平成 31 年 1 月 16 日 平成 31 年 1 月 27 日